

「指 定 通 所 介 護」利用契約書

デイサービスセンター森の園利用契約書

◆◇ 目 次 ◇◆

第一章 総 則

第 1 条(契約の目的)

第 2 条(契 約 期 間)

第 3 条(通所介護計画の決定・変更)

第 4 条(介護保険給付対象サービス)

第 5 条(介護保険給付対象外のサービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 6 条(サービス利用料金の支払い)

第 7 条(利用の中止、変更、追加)

第 8 条(利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

第 9 条(事業者及びサービス従事者の義務)

第 10 条(守秘義務等)

第四章 契約者の義務

第 11 条(契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 12 条(損害賠償責任)

第 13 条(損害賠償がなされない場合)

第 14 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

第 15 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 16 条(契約者からの中途解約)

第 17 条(契約者からの契約解除)

第 18 条(事業者からの契約解除)

第 19 条(精 算)

第七章 その他

第 20 条(苦情処理)

第 21 条(協議事項)

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人愛信会(以下「事業者」という。)は、契約者がデイサービスセンター森の園(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「通所介護計画」という。)は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(通所介護計画の決定・変更)

- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者等を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 前項の他、事業者は、食材費・おむつ・その他のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者及びその家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護状態区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合率を乗じた額）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前3項及び4項に定めるサービス利用料金は、一ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 9 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全、確保、及び、個々のプロフィールを大切にし、より家庭的な部分を配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 5 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

第 10 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに行うものとします。
- 3 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録するものとする。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・他の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者又は自立（非該当）と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

ディサービスセンター森の園重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第3871000240号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1.事業者.....	10
2.事業所の概要.....	10
3.事業実施地域及び営業時間	10
4.職員の配置状況.....	11
5.当事業所が提供するサービスと利用料金.....	11
6..苦情の受付について	13
7.事故発生時の対応.....	13

1.事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛信会
(2) 法人所在地 愛媛県伊予市森甲440番地1
(3) 電話番号 089-982-7474
(4) 代表者氏名 理事長 柳澤 きく子
(5) 設立年月 平成14年5月2日

2.事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 愛媛県3871000240号/ 平成14年5月2日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム森の園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練などを行うことにより、利用者の社会的独立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的不安の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 森の園
(4) 事業所の所在地 愛媛県伊予市森甲440番地1
(5) 電話番号 089-982-7474
(6) センター長(管理者)氏名 施設長 柳澤 勘一郎
(7) 当事業所の運営方針
1 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。
2 事業所は、地域との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者他の居宅サービス業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(8) 開設年月 平成14年5月2日
(9) 利用定員 1日 35人

3.事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 伊予市、伊予郡松前町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始12月31日から1月3日までを除く。	
受付時間	月～土	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土	9時20分～15時30分
	月～土	9時20分～16時30分

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種名	員数				職務内容	
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長（管理者） (兼務)		1			本会理事長の命を受け、事業所の統括管理を行う。	
事務長（兼務）		1			施設長を補佐するとともに、事業所運営管理に関する事務の管理にあたる。	
生活相談員	1	1			利用計画の作成、生活相談業務、介護計画の作成、市町、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター及び各サービス事業者との連絡調整並びに事務処理にあたる。	
介護職員	0	3	1	3	利用者の介護にあたる。	
看護職員	1	1		1	利用者の看護にあたる。	
調理員		委	託		利用者の給食業務にあたる。	
機能訓練指導員		1		1	利用者の機能訓練指導にあたる。	
計	2	8	1	5		

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(介護保険負担割合証に記載された割合を差引いた額)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 入浴 … 入浴又は清拭を行います。車椅子の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ② 排泄 … ご契約者の排泄の介助を行います。
- ③ 機能訓練 … 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 食事 … 管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂取・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。
- ⑤ 口腔機能向上サービス … 看護職員等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に記載された割合）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護状態区分に応じて異なります。）

要介護と認定された方

1回当たりの自己負担額

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
4時間以上5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
5時間以上6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
6時間以上7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
7時間以上8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円

※2時間以上3時間未満を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者とする。

☆ その他料金（同意された方のみ）

通所介護入浴介助加算（I）	40円
中重度者ケア体制加算	45円
サービス提供体制強化加算（I）	22円
認知症加算	60円
生活機能向上連携加算（II）	200円/月
ADL維持等加算（I）	30円/月
送迎減算	▲47円
同一建物居住者送迎減算	▲94円
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算（I）	1月の利用総単位数×9.2%

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。（上記の利用料金は1割負担の場合で計算されたものであり、2割負担や3割負担の方については、それぞれ2倍3倍の料金となります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 小数点以下について、端数の処理により多少の前後がありますのでご了承ください。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

食 費	450円	昼食代・おやつ代（食材費及び調理費用相当が含まれております。）
送迎費	実費	通常の事業実施区域外への送迎
生活費（教養娯楽費）	実費	クラブ活動・各種行事における材料費
複写物の交付	実費	コピーディ
おむつ代	実費	

① 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求致します。原則として翌月20日までに、自動引落しや銀行振り込み等でお支払いください。現金を窓口へ持って来て頂いても結構です。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。連絡がない場合は、キャンセル料として通常のサービス提供時間のサービス料金の10割をいただく場合があります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 緊急時の対応について

サービスを利用中にご契約者の体調の変化(発熱、血圧の変動等)において医療機関への受診が必要な場合は、ご家族等で受診していただくことになります。その他、緊急を要する場合は医療機関と連絡をとり対応します。

6.苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者)　主任　　武智　直美
- 受付時間　　　　　　　　　毎月曜日～土曜日
8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所に対する苦情やご相談は以下の機関等でも受け付けています。

伊予市役所介護保険担当課 伊予市米湊 820 / TEL 089- 982- 1111 FAX 089- 983- 3681

松前町役場介護保険担当課 伊予郡松前町筒井 631 / TEL 089- 985- 4115 FAX 089- 984- 8951

国民健康保険団体連合会 松山市高岡町 101- 1 / TEL 089- 968- 8800 FAX 089- 965- 3800

愛媛県社会福祉協議会（救急外委員会） 松山市持田町三丁目8-15 / TEL 089- 998- 3477 FAX 089- 921- 8939

7.事故発生時の対応

- (1) 迅速な事故処理を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (2) 利用者の家族、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等、必要に応じて市町村等関係機関に連絡をとります。
- (3) 再発防止策を講じます。

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第8条・厚生労働省令第35号（平成18年3月14日）第100条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1.事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建
(2) 建物の延べ床面積 5,806.55m²
(3) 事業所の周辺環境 当施設は、周囲を田畠に囲まれ、西側には伊予灘が望める等、見晴らしの良い景色、静かな自然の中にあります。

2.職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員	… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 10名以内の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 1名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	… ご契約者の機能訓練を担当します。 1名の機能訓練指導員を配置しています。

3.契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

① 当事業所の生活相談員に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

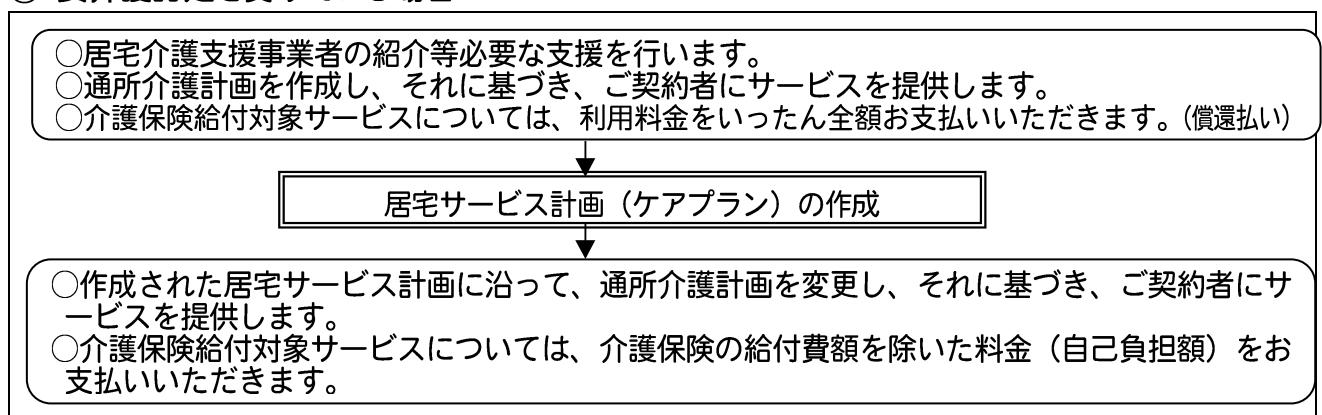
③ 通所介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。

④ 通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

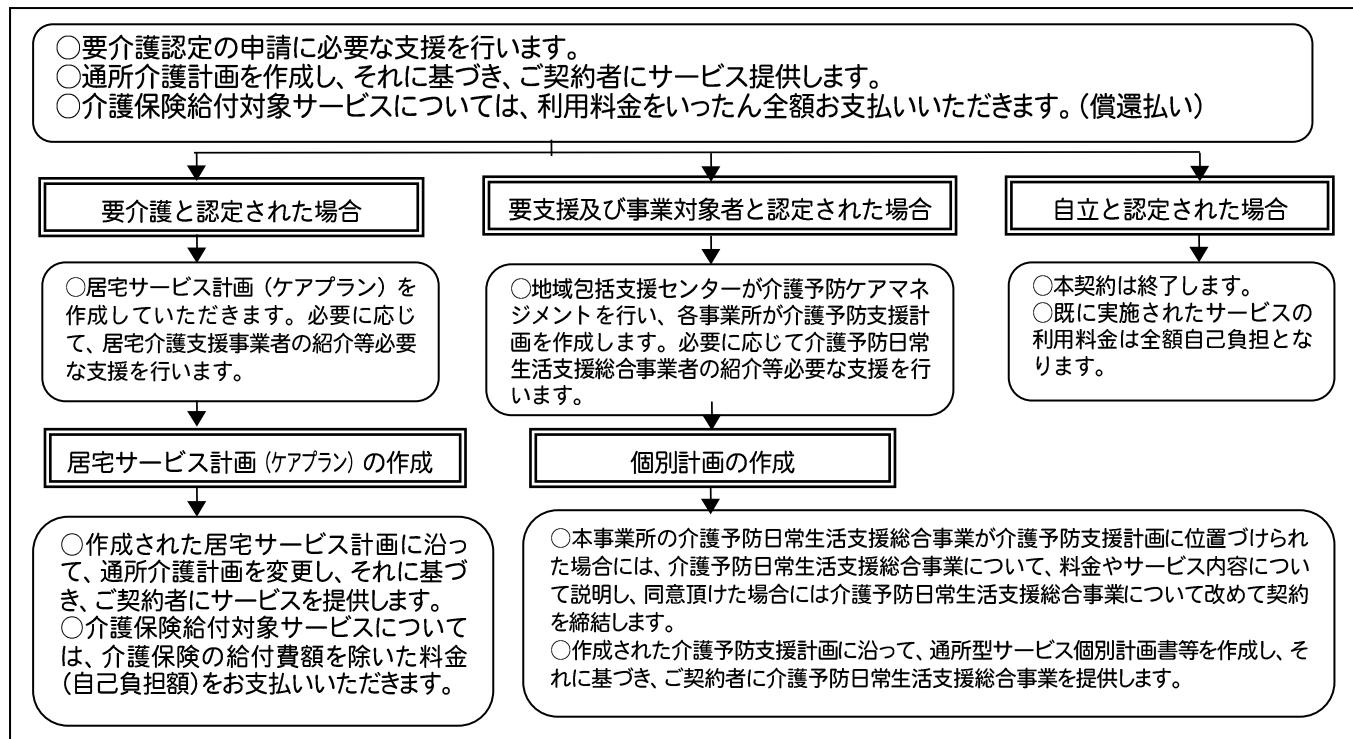


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4.サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供する場合があります。
また、サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報を用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5.サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。

(2) 喫 煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6.損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7.サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者又は自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第15条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 愛信会（以下、「法人」という）は、利用者の方々に対する個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大変な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい・滅失またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 089-982-7474）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、本人が自己の個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人の掲示板に掲示するとともに、要望に応じて紙面にて、公表いたします。

社会福祉法人 愛信会
理事長 柳澤 きく子
高齢者総合福祉施設 森の園
施設長 柳澤 勘一郎

個人情報の利用目的

社会福祉法人 愛信会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者又はご家族の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ①施設が提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち
 - ・サービス利用等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等
- ・ロッカーの名札、投薬袋、機関紙や行事等の掲示物など、施設での生活に必要な最小限のもの

2. 他の事業所への情報提供に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び利用者の家族の同意を得ることなく、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 愛信会
理事長 柳澤 きく子
高齢者総合福祉施設 森の園
施設長 柳澤 勘一郎

高齢者総合福祉施設森の園 利用にあたっての契約・同意書

本契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

上記事業所の事業を利用するにあたって、以下の4点について事業者より説明を受け、これに同意します。

1. サービスの概要及び重要事項の説明及び同意
2. 各事業計画の内容及び利用料についての説明及び同意
3. 居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合のご利用者及び家族等の個人情報を用いることについての説明及び同意
4. 個人情報の使用にあたっての同意

令和 年 月 日

契 約 者

(利 用 者) 〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ 

身元保証人

(家 族 代 表) 〈住 所〉 _____

続柄

_____ 〈氏 名〉 _____ 

身元保証人

〈住 所〉 _____

続柄

_____ 〈氏 名〉 _____ 

事 業 者 伊予市森甲440番地1

社会福祉法人 愛信会

理事長 柳澤 きく子



事 業 所 伊予市森甲440番地1 TEL 089-982-7474

デイサービスセンター森の園 事業者番号 3871000240

説 明 者 生活相談員 _____ 